

在留証明（20号）

内 容	申請人が外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているか、又は有していたかを証明するもの。
使 用 目 的	<ul style="list-style-type: none"> (1) 恩給及び年金受給手続。 (2) 不動産登記手続。 (3) 在外子女の本邦学校受験手続等。
条 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請人は日本国籍を有している者に限る（注1）。 (2) 原則として本邦に住民登録がないこと（注2）。 (3) 申請人が現地に既に3ヶ月以上、または3ヶ月以上の滞在が見込まれていること。 (4) 申請人本人が公館に出頭して申請及び受領すること（注3）。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本人及び国籍を立証する公文書（注4）。 (2) 本人の滞在期間を確認できる文書（注5）。 (3) 住所を立証できる文書（注6）。
形 式	<p>日本文により証明</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 形式1 現在の居住の事実を証明する場合。 (2) 形式2 過去の居住の事実、日本国籍者の同居家族も含め証明する場合。
注 意 事 項	<p>（注1）外国籍者は取り扱わないが、元日本人については、要件を満たせば「居住証明」（30号）で対応可能、居住証明を参照。</p> <p>（注2）本邦に住民登録を置いたまま外国に住所を定めている者については、住民票の写しで代えられないかを提出先に確認させ、代えられないことが認められる場合は、申請を受理することができる。</p> <p>（注3）本人が公館へ出頭できないやむを得ない事情があると認められるときは、出頭できる代理人を通じて申請できる。</p> <p>ただし、代理申請依頼状又は、委任状を提出させること。</p> <p>（注4）日本国旅券、又は戸籍謄（抄）本及び本邦の有効な運転免許証や現地官憲当局発行の写真付身分証明書等。</p> <p>（注5）旅券上の出入国印、公共料金の請求書や領収書、賃貸契約書、不動産売買契約書、登記簿謄本等。</p> <p>（注6）現地官憲当局発行の身分証明書（居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録証、運転免許証、労働・就労許可証、納税証明書等で申請人の住所及び氏名の記載があるもの）や公共料金の請求書や領収書、銀行のステートメント。</p> <p>公用旅券所持者で申請人の身分及び住所を公務等により熟知しているときは上記住所立証文書は省略可能。</p> <p>なお、在留届や日本人会名簿等は補足資料であるので、これらのみに基づき証明書を発給することはできない。</p>

在留証明

【1 概説】

(1) 証明の内容

ア 在留証明書（以下「証明書」という。）を必要とする日本国籍者（以下「当事者」という。）が現在、外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているか（現住所の証明を行う。形式1）、当該国のどこに住所を有していたか（現住所の証明と同時に過去の住所証明を行う。形式2）、又は同居している家族（現住所の証明と同時に同居家族の証明を行う。形式2）を証明するもの。

イ 証明書はすべて本邦関係機関あて提出することを目的としているため、日本文で発給する。

（注1） 証明書の提出先は官公署に限らない。

（注2） 本邦における住所地の証明は行わない。

（注3） 証明書の発給対象者は、原則として自公館の管轄区域内に居住する在留邦人である。（詳細は、後記2（以下「後記」省略）発給条件（5）参照）

（注4） 同居家族の証明は、例えば本邦大学受験書類の一つとして、受験者本人が親権者と同居していることが求められている等の場合に発給されるもの。（詳細については、2. 発給条件 形式2(2)参照）
なお、同居家族は日本国籍を有している者に限られる。

○ (2) 使用目的

証明書は本邦関係機関においてさまざまな用途で使用されている。主な使用目的は以下の通り。ただし、証明書の申請が公序良俗に反する等、不当な目的によることが明らかな場合には証明しない。

ア 恩給、年金受給手続

イ 不動産登記手続

ウ 在外子女の本邦学校受験手続

○ (3) 手数料

証明書1通毎に「領事官の徴収する手数料に関する政令」第1項第20号の領事手数料を徴収する。

ただし、次の恩給又は年金の受給のための使用目的（年金受給請求、現況届等の生存確認、合算対象期間（いわゆるカラ期間）、年金等の振込先銀行の変更、受取人の住所変更、受取先の変更、年金証書再交付申請、及び未払年金受給申請等の説明資料として提出する場合等）に該当する場合には領事

手数料を徴収しない。

領事手数料免除対象の恩給・年金等

ア 恩給 ····· 総務大臣裁定

イ 執行官年金 ····· (同上)

ウ 国會議員互助年金 ····· (同上)

(注)イ及びウについては、現在は制度が廃止されており、従前からの受給者のみ。平成27年8月現在受給権を有する海外居住者はいない。

エ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金 ··· 厚生労働大臣裁定

オ 国民年金 ····· 同上

カ 厚生年金 ····· 厚生労働大臣

○
國家公務員共済組合連合会

各地方公務員共済組合

全国市町村職員共済組合連合会

日本私立学校振興・共済事業団 裁定

キ 労働者災害補償保険年金 ··· 労働基準監督署長裁定

ク 文化功労者年金 ····· 文部科学大臣裁定

(注)生存確認は文部科学省が独自に行っており、在留証明を要求されることはない。

なお、国民年金基金・企業年金（「〇〇厚生年金基金」を含む）については、公的年金制度の一部となっているが、加入は任意であり国庫負担がないことから、手数料免除の対象とならない。

○
(注1) 総務大臣裁定の恩給について、国外に居住する受給権者は、毎年2月頃に在留証明と共に受給権調査申立書を提出することとなってい

る。また、恩給給与細則（昭和二十八年九月二十九日総理府令第六十七号）の第五条及び第十三条で在留証明（条文では所管領事官の現住証明）を指定しているため、現地公証人による居住している旨の私署証書をもって在留証明に代えることはできない。

(参考1) 国外居住者の恩給請求

第五条 規則第六条 又は第十三条ノ三 の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁判所に差し出すべき場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受け、これを総務省に差し出すことを要する。

(参考2) 国外に居住する受給者の受領代理人

第十三条 国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わつて恩給の支給を受ける者（以下「受領代理人」という。）を指名し、又はその受領代理人を変更しようとするときは、恩給証書記号番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間（一回の委任につき五年を限度とする。）その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。

2 受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

(注2) 厚生労働大臣が裁定した年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等）の受給権者は、毎年誕生月に日本年金機構から生存確認のための現況届が送付されるため、誕生月の末日までに、誕生月末日から前6ヶ月以内に交付された在留証明書を添付し、日本年金機構へ提出することとなっている。

ただし、日本年金機構においては、入院中の者や遠隔地に居住している者等、やむを得ない事情により現況届に在留証明書の添付ができない者に対しては、誕生月以降に交付された在留証明書も認める取扱いをしている。

その際、現況届自体の提出は、誕生月の末日までに行う必要があることから、やむを得ず在留証明書を後日送付する場合は、その旨を記載した文書を現況届に同封し、誕生月の末日までに日本年金機構に送付するよう指導すること。

なお、詳しい内容については、日本年金機構「ねんきんダイヤル」（電話番号 +81-3-6700-1165）へ照会するように指導する。

【2 発給条件】

形式1、形式2共通事項

- ・ (1) 現に日本国籍を有する者であること。（元日本人については、要件を満たせば「居住証明」（30号証明）での対応が可能。）
- ・ (2) 公文書、その他それらに準ずる書類により外国の住所を立証できること。
(3. 必要書類(3)参照)

(3) 原則として、本邦に住民登録がないこと。

(注1) 本邦に住民登録をしているか否かについては口頭で確認すること下さい。

(注2) 本邦に住民登録を置いたまま外国に住所を定めている者については、住民票の写しで代えられないかを提出先に確認させ、代えられないとする場合は、申請を受理することができる。

(4) 当事者が現地に既に3ヶ月以上滞在していること、又は3ヶ月以上の滞在が見込まれていること。

(注1) 「3ヶ月以上」はあくまでも目安であり、滞在期間が3ヶ月に達していないなくても、生活の本拠を当該地に定めたと認められ、かつ、今後3ヶ月以上滞在することが認定できる場合は取り扱うことができる。

(注2) なお、在留届が提出されていない場合は、その場で提出させるよう指導する。

(5) 証明書の発給対象者は、原則、自公館の管轄区域内に居住する在留邦人であること。ただし、同一国内であっても他公館の管轄区域内に居住する者や他国に居住する者が、本来申請に赴くべき公館よりも地理的に近く、申請が容易である等の理由（例えば、スイス国境付近のフランス在住者がスイス所在の在ジュネーブ領事事務所で申請するケース）で申請越した場合は、（当該者の住所地を領事管轄していない）当該公館で発行する証明書が本邦提出先機関において受理されることが確認されていること及び現住所を立証する書類の真偽が確認できる場合に限り受け付けることとする。

(6) 当事者が公館に出頭して申請及び受領すること。

(注1) 当事者がやむを得ない事情により公館に出頭できないときは、当事者よりの委任状（末尾参照）をもって、代理人による代理申請及び受領ができる。

また、当事者が郵送で申請し、当事者本人もしくは代理人が公館に出向き受領することができる。

(注2) 当事者が未成年の場合で、使用目的が当事者の利益のためであるときは、法定代理人である親権者が代理申請することができる。この場合、当事者からの委任状は必要としない。なお、使用目的が不動産登記であるときは、法定代理人に限り代理申請できる。

(注3) 手数料が免除となる年金受給に係る証明書申請については、申請を受ける在外公館において、過去に同目的で証明書を発給している事実及び当該公館保管の在留届の記載内容を基に申請者の人定事項等を

確認することが可能な場合、郵便での申請及び受領ができる。

この場合、生存に疑義のある高齢者については必要に応じ電話等により申請者の本人確認を行うこと。

形式2

(1) 過去の住所

- ア 過去の住所の証明は、原則として自公館管轄区域内において転居した場合とする。
- イ ただし、同一国内に大使館、総領事館等が複数所在する場合で、自公館以外の管轄区域の住所であっても、申請人が提出する以下3(3)の文書により住所及び居住期間を確認できるときは、証明しても差し支えない。
- ウ なお、兼轄国ではない他国の過去の住所についての証明は、(上記、形式1、形式2共通事項(5)ただし書の場合であっても)提出先機関が当該証明を必要とする事情を聴取の上、真にやむを得ない特別の理由があると判断されるときは、その理由を付して発給の可否につき本省経伺する。

(2) 同居家族(日本国籍を有している者に限られる)

同居家族の住所確認については、外国人登録制度のない国はもとより、公文書、その他それらに準ずる書類により住所を立証することが困難な場合がある。【2 発給条件】形式1、形式2共通事項を満たさない場合は、提出されている在留届の同居家族欄に記載があること、及び申出書を受理した上で、以下の同居していることが分かる疎明資料(以下、(イ)~(ハ)のうち、複数を提示させること)を提出させる。

- ア 滞在許可証や査証等でその国に滞在していることを確認できるもの。
- イ 同居家族宛の郵便物(差出人不問)で宛名及び住所を確認できるもの。
- ウ 学校、日本人会、商工会等の住所簿等で氏名及び住所を確認できるもの。

【3 必要書類】

在留証明発給申請にかかる疎明資料としての公文書等は原本の提示とする(委任状を除き、原本の提出を求めるとはしない)。ただし、やむを得ない事情により、申請時には写し(コピー)の提示しかできないとする場合で、特段の疑義がない場合は、後日、原本の提示を行う旨の確約を取付の上、申請を受理することができる。

形式1、形式2共通事項

○ (1) 有効な日本国旅券

または、戸籍謄（抄）本（原則として発行後3ヶ月以内のもの）及び本邦の有効な運転免許証や現地官憲当局発行の写真付身分証明書等。

日本国籍を喪失していないことを確認するために、要すれば滞在資格を証する書類。

（注）日本国旅券のみ所持している場合、証明書上氏名の表記は当事者の申請のままでし、本籍地の都道府県名は同旅券で確認する。ただし本籍地番まで記載を希望する場合には、戸籍謄（抄）本等の公文書の提示を求める。

○ (2) 当事者の滞在期間を確認できる文書（以下のいずれか1つで可）

- ア 旅券に押印された出入国スタンプ
- イ 水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）
- ウ 貸賃契約書、不動産（家屋）売買契約書、登記簿謄本
- エ ホテル等の宿泊施設より発行された請求書等

○ (3) 住所を立証できる文書

住所を立証できる文書は、以下のア～ウのいずれか一つを原則とする。ただし、住民登録制度がない国や当事者の個々の事情（例えば、ルームシェアやホームステイ等の滞在形態の場合は、当該当事者の氏名と現住所が根拠文書上で確認できない、あるいはそもそも根拠文書がない）により、住所を立証できる文書の提出が困難又は不可能な場合は、当該国又は当事者の事情を考慮の上、申出書を含め提出可能な書類を提出させた上で、個別毎に発給の可否について判断する。

- ア 現地官憲当局発行の公文書（例：居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録証、運転免許証、労働・就労許可証、納税証明書等で当事者の氏名及び住所の記載があるもの。）
- イ 水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）は公文書に準ずる文書として取り扱うことができる。
- ウ 銀行のステートメント、固定電話又は携帯電話の請求書（又は領収書）で当事者の氏名及び住所の記載があるもの。ただし、銀行口座開設時又は電話契約時に先方が住所確認を厳密に行っていることを条件とする。

（注1）在留邦人が所属している企業が作成した社員名簿や日本人会、日本人商工会、日本人学校（補習校含む。）等が作成した会員名簿（児童名簿）に記載された住所のみに基づき証明書を発給することはできない。

（注2）公用旅券所持者で当事者の身分、住所を職務上知り得ているときは、

上記住所立証文書の提出は省略することができる。

(4) 領事手数料免除の対象であることを証する文書

総務省より送付される恩給受給権調査申立書、案内書、及び日本年金機構又は各共済組合（連合会）より送付される現況届、年金証書、案内書等。

ただし、同一公館で過去に当該申請者に対し、在留証明書を発給した事案で手数料免除が適切であったことが明らかな場合は、現況届等の提示を求める事なく受理して差し支えない。

手数料免除の対象となる年金等にかかる疎明資料を持参しなかった者からの申請については、「在留証明願」の提出理由及び提出先の記入内容及び聞き取りによって手数料免除の対象となり得る年金に該当するものであると判断できる場合には、事後に関係資料をFAX等で送付する旨誓約させた上で、申請を受理（手数料免除）して差し支えない。

(注)初めて年金を請求する場合、自ら年金請求書を本邦の年金事務所、又は日本年金機構のホームページより入手し請求する必要があるため、疎明資料となる現況届等を持参しない場合が多いので、申請者に確認する。

(5) 代理申請の場合、当事者よりの委任状の提出と有効旅券の提示及び代理人の人定を証明する書類の提示。（委任状見本は、末尾参照）

形式2 同居家族（日本国籍を有している者に限られる）

(1) 申出書

(2) 同居していることが分かる以下の疎明資料（以下、(1)～(八)のうち、複数を提示させること）を求める。

ア 滞在許可証や査証等でその国に滞在していることを確認できるもの。

イ 同居家族宛の郵便物（差出人不問）で宛名及び住所を確認できるもの。

ウ 学校、日本人会、商工会等の住所簿等で氏名及び住所を確認できるもの。

【4 作成要領】

(1) 公館において、「在留証明願」の電子データに不動文字を挿入し、記入軽減を図ることが望ましい。また、申請目的別にセットパターン（例えば恩給又は公的年金専用の不動文字・斜線等の入った在留証明願）を用意しておくことが望ましい。

例：ア 公館名（在〇〇〇〇日本国総領事）及び公館長名はあらかじめ不動文字を入れておく。

イ 当事者が自ら窓口に来訪した場合は、「代理人氏名（※1）」

欄及び「申請者との関係（※1）」欄は記入不要であるので、あらかじめ斜線を引いておく。

- ウ 申請理由が恩給及び公的年金受給手続である場合は、「申請者の本籍地（※2）」欄、「上記の場所に住所（又は居所）を定めた年／月（※2）」欄は記入不要であるので、あらかじめ斜線を引いておく。
- エ 「（手数料： ）」欄にもあらかじめ領事手数料を不動文字で入れておく。なお、恩給及び年金受給目的の場合は、同（手数料）欄に「免除」と記載しておく。

○ (2) 当事者に証明書の申請理由及び提出先を尋ね、証明形式（形式1又は形式2）を決定し、当事者に必要事項を記入させる。※印のある欄は記入を省略することができる。代理申請の場合は、代理人が委任状に記載されている者であることを旅券等の公文書で確認する。

(3) 記入済の「在留証明願」をもとにして、以下のことを確認する。

- ア 当事者の国籍が確認できる文書の提示を求める。
- イ 必要書類の提示を求め、当事者（代理申請の場合は代理人）が記入した事項を提示された根拠文書により照合し、齟齬がないか確認する。

(4) 公館側の証明部分に証明番号及び発給年月日を記入する。

(注) 証明番号は証明書発給受付台帳（領事局HPからダウンロード）（保存期間10年）にて確認する。

○ (5) 全ての記入が完了した後、その写しをとり、同写しに角型館長印を押印する。

(注1) 形式2を発給した場合は、左肩をホチキスで留め、綴じ目に角型館長印を割り印する。

(注2) 証明書発給後に加筆等を加えることができないよう、角型館長印は写しに押印する。

(6) 在留証明願の原本、必要書類の写し及び完成した証明書の写しの保存期間は3年とする。

(7) (当事者一人につき)複数の証明を発給する場合、手数料領収証は取りまとめて1枚発給すればよい。

(注) 手数料領収証が僅少となった場合は、在外公館課（購送班）にりん請する。

【5 記入上の注意】

- (1) 本籍地欄は証明の対象とはなっていないので、当事者の記入通りとする（前記【3 必要書類】(1)(注1)参照）。ただし、都道府県名は有効な日本国旅券等で確認する。
- 市区郡以下について記入しない場合は斜線を引く。
- なお、当事者が戸籍謄（抄）本等の本籍地が確認できる書類を所持している場合は、都道府県のみならず地番まで記入することが望ましい。
- ただし、当事者が地番までの記入を希望しない場合はその限りでない。
- (2) 申請理由及び提出先は、発行された証明書が他の目的に使用（悪用又は流用等）されることを抑止する観点からも、必ず記入させる。
- （例：不動産登記手続のため、さいたま地方法務局川越支局に提出）
- (3) 現住所欄（日本語）に記載する国名は、国名一覧表別紙参照）による。あらかじめ不動文字を記入しておくことが望ましい。
- (4) 郵便局の私書箱（P.O.Box）や軍事基地の所在地を示す記号は、原則、現住所とはみなさない。
- なお、当該国の郵便事情の関係上、私書箱表記が一般的である中東等に在留している、あるいは軍人の配偶者として基地内で生活している当事者から申請があった場合等特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。ただし、私書箱等の住所表記が本邦提出先で受理されるかどうかは提出先の判断であるので、提出先の意向を確認するよう助言する。
- (5) 書き損じの際の訂正は、当事者（又は代理人）が二重線にて抹消し、余白部分に追記するとともに、訂正箇所に押印を押印する。ただし、申請者氏名の訂正の場合は、書き直しとする。
- (6) 管内における過去の住所については、フォーマット上は最大5つまで記入できる仕様になっているが、個々の事情に応じて適宜電子データを修正の上、枠を増減する。
- (7) 申請者が住所（又は居所）を定めた「日」までの記載を求め、かつ、右を疎明資料等で確認出来る場合には、書式の記載欄に「日」を追記した様式（記入例（形式1）-②参照）を作成の上、発給する。

委任状見本

委 任 状

在ニュージーランド大使 殿

代理人 氏 名：外務 一郎
生年月日：昭和57年4月4日
住 所：○○○○○・・・, Wellington 1, New Zealand

1. 私は、下記の理由から在留証明申請手続を行うことができませんので、上記の者を代理人として、在留証明を申請する権限を委任します。

理由：交通事故により足を骨折しており、入院しているため
(診断書を添付します。)

2. なお、現住所を立証する文書を委任状に添付するとともに、私名義の現に有効な旅券（原本）を代理人を通じ提示します。

平成18年4月1日

委任者 氏 名：霞ヶ関 太郎
生年月日：昭和43年3月22日
住 所：○○○○○・・・, Wellington 4, New Zealand

委任者署名：

申出書見本

申出書

在ニュージーランド大使 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

当事者氏名：霞ヶ関 一郎

署名：

私は、下記の同居家族を通じて、私名義の現に有効な旅券（原本）の提示、及び住所立証書類を提示の上、在留証明形式2の申請を行いたく、申し出ます。

同居家族氏名：霞ヶ関 二郎

住 所：〇〇〇〇〇・・・, Wellington 4, New Zealand

注意

1. 「同居家族」に該当する者は、日本国籍者であり、在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者です。
2. 申出書の署名欄は、必ず当事者が自分で書いてください。

(1)証明形式雛形(形式1)

形式 1

在留証明願

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	生年 月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
代理人氏名 (※1)	申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	都・道 府・県	(市区郡以下を記入してください。※2)	
提出理由	提出先		

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語
	外國語
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 年 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事館

総領事 外務太郎

(手数料:)

公印

(2)証明形式雛形(形式2)

形式 2

在 留 証 明 願

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人		生年 月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	都・道 府・県	(市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由		提出先		

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語
	外國語
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 年 月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在 留 証 明

証第 号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

令和 年 月 日

在〇〇〇〇日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料:)

公

過去の住所

1	年 月から	年 月まで	
2	年 月から	年 月まで	
3	年 月から	年 月まで	
4	年 月から	年 月まで	
5	年 月から	年 月まで	

同居家族

1	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
1	本籍地	〔都・道 府・県〕			
2	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
2	本籍地	〔都・道 府・県〕			
3	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
3	本籍地	〔都・道 府・県〕			
4	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
4	本籍地	〔都・道 府・県〕			
5	氏名		生年月日	明・大 〔昭・平・令〕	年 月 日
5	本籍地	〔都・道 府・県〕			

記入例（形式1）-①：本人出頭の際の申請

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 都・道 府・県	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	不動産登記手続	提出先	東京法務局	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語： 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 25年 4月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料： 米貨11ドル)

記入例（形式1）-②：本人出頭の際の申請（日付まで必要な場合）

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京	都・道 府・県	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)	
提出理由	不動産登記手続	提出先	東京法務局	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語： 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
	上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)
	(令和 平成・昭和) 25年 4月 1日

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎

公

印

(手数料： 米貨 11 ドル)

記入例（形式1）-③：代理人による申請

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)	証明 次郎	申請者との関係 (※1)	父	
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都・道) (府・県)	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	不動産登記手続	提出先	東京法務局	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語: 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
	上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)
	(令和・平成・昭和) 25年 4月

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別国記号) 19-12345号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料: 米貨11ドル)

記入例（形式1）-④：国民年金(または厚生年金、恩給他)請求のための申請

形式 1

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 花子	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	都道 府・県	(市区町村以下を記入してください。※2)		
提出理由	年金受給手続き	提出先	日本年金機構	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299 外國語: 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	
(令和・平成・昭和) 年 月	

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345 号

上記申請者の在留の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料: 免除)

記入例（形式2）－①：過去の住所証明

形式 2

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 太郎	生年 月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都・道) (府・県)	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	銀行口座開設	提出先	関東銀行	

私（申請者）が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者（代理人）署名

現 住 所	日本語： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299
	外國語： 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.
	上記の場所に住所（又は居所）を 定めた年月日（※2）
	（令和・平成・昭和） 25年 4月

（※1）本人申請の場合は記入不要です。

（※2）申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第（公館別記号）19-12345号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務 太郎 印

（手数料：米貨11ドル）

過去の住所

1	2009年 9月から 2013年 3月まで	アメリカ合衆国ニュージャージー州 ニューアーク市ワシントン通り49
2	年 月から 年 月まで	
3	年 月から 年 月まで	
4	年 月から 年 月まで	
5	年 月から 年 月まで	

同居家族

1	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
2	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
3	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
4	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			
5	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	(都・道 府・県)			

記入例 (形式2) - ②: 同居家族についての証明

形式 2

在留証明願

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を使う人	証明 健太	生年 月日	明・大 昭・平・令	63年12月20日
代理人氏名 (※1)		申請者との関係 (※1)		
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都・道) 府・県	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	大学の入学手続	提出先	外務大学	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していること、及び別紙の事実を証明してください。

申請者(代理人)署名

現 住 所	日本語: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299		
	外國語: 299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A.		
	上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)	(令和・平成・昭和) 25年 4月	

(※1) 本人申請の場合は記入不要です。

(※2) 申請理由が恩給、年金受給手続きのとき、及び提出先が同欄の記載を必要としないときは記入を省略することができます。

在留証明

証第(公館別記号) 19-12345号

上記申請者の在留の事実及び別紙の事実を証明します。

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務太郎 印

(手数料: 米貨11ドル)

過去の住所

1	年 月から	年 月まで	
2	年 月から	年 月まで	
3	年 月から	年 月まで	
4	年 月から	年 月まで	
5	年 月から	年 月まで	

同居家族

1	氏名	証明 太郎	生年月日	明・大 昭・平・令	33年 12月 12日
1	本籍地	東京 (都・道 府・県)			
2	氏名	証明 花子	生年月日	明・大 昭・平・令	35年 3月 22日
2	本籍地	東京 (都・道 府・県)			
3	氏名	証明 康子	生年月日	明・大 昭・平・令	2年 8月 22日
3	本籍地	東京 (都・道 府・県)			
4	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
4	本籍地	(都・道 府・県)			
5	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
5	本籍地	(都・道 府・県)			

【7. 執務参考資料】

(1) 国名表一覧(平成27年8月現在)

アジア各国一覧

ア	インド インドネシア共和国 カンボジア王国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主义共和国 タイ王国 大韓民国 中華人民共和国 ネパール連邦民主共和国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主义共和国 マレーシア ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ラオス人民民主共和国
---	---

北米各国一覧

ア	アメリカ合衆国 カナダ
---	----------------

中南米各国一覧

ア	アルゼンチン共和国 アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 ガイアナ共和国 キューバ共和国 グアテマラ共和国 グレナダ コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サ
	ジャマイカ スリナム共和国 セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントクリストファー・ネーヴィス セントルシア チ
	トリ共和国 ドミニカ国 ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ共和国 ナ
	ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 パラグアイ共和国 バルバドス
ハ	

ハ ブラジル連邦共和国

ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア多民族国 ホンジュラス共和国 メキシコ合衆国

欧洲各国一覧

ア	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カ
	カザフスタン共和国 キプロス共和国 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国) クロアチア共和国 コソボ共和国 サ
	サンマリノ共和国 ジョージア スウェーデン王国 スイス連邦 スペイン スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タ
	タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン ナ
	ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 マ
	ボスニア・ヘルツェゴビナ ポーランド共和国 ポルトガル共和国 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マルタ共和国 モナコ公国 モルドバ共和国

マ	モンテネグロ
ラ	ラトビア共和国
	リトニア共和国
	リヒテンシュタイン公国
	ルクセンブルク大公国
	ルーマニア
	ロシア

大洋州各国一覧

ア	オーストラリア連邦
カ	キリバス共和国
サ	クック諸島
タ	サモア独立国
ナ	ソロモン諸島
シ	ツバル
タ	トンガ王国
ナ	ナウル共和国
マ	ニウエ
	ニュージーランド
	バヌアツ共和国
	パプアニューギニア独立国
	パラオ共和国
	フィジー共和国
マ	マーシャル諸島共和国
	ミクロネシア連邦

中近東各国一覧

ア	アフガニスタン・イスラム共和国
	アラブ首長国連邦
	イエメン共和国
	イスラエル国
	イラク共和国
	イラン・イスラム共和国
	オマーン国
カ	カタール国
シ	クウェート国
タ	サウジアラビア王国
ハ	シリア・アラブ共和国
	トルコ共和国
	バーレーン王国
	ヨルダン・ハシェミット王国
	レバノン共和国

カ	ギニア共和国
	ギニアビサウ共和国
	ケニア共和国
	コートジボワール共和国
	コモロ連合
	コンゴ共和国
	コンゴ民主共和国
サ	サントメ・プリンシペ民主共和国
	ザンビア共和国
	シェラレオネ共和国
	ジブチ共和国
	ジンバブエ共和国
	スーダン共和国
	スワジランド王国
	赤道ギニア共和国
	セーシェル共和国
	セネガル共和国
タ	ソマリア民主共和国
	タンザニア連合共和国
	チャド共和国
	中央アフリカ共和国
	チュニジア共和国
	トーゴ共和国
	ナイジェリア連邦共和国
ナ	ナミビア共和国
	ニジェール共和国
フ	ブルキナファソ
	ブルンジ共和国
	ベナン共和国
	ボツワナ共和国
マ	マダガスカル共和国
	マラウイ共和国
	マリ共和国
	南アフリカ共和国
	南スーダン共和国
	モザンビーク共和国
	モーリシャス共和国
	モーリタニア・イスラム共和国
	モロッコ王国
リ	リビア
	リベリア共和国
	ルワンダ共和国
	レソト王国

アフリカ各国一覧

ア	アルジェリア民主人民共和国
	アンゴラ共和国
	ウガンダ共和国
	エジプト・アラブ共和国
	エチオピア連邦民主共和国
	エリトリア国
カ	ガーナ共和国
	カーボヴェルデ共和国
	ガボン共和国
	カメルーン共和国
	ガンビア共和国